

い。

- 4 市長は、前項に規定する命令の期間が満了した場合又は同項に規定する命令が取り消された場合で、許可を受けた者から当該許可証の返還の請求があったときは、直ちに、当該許可証を返還するものとする。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

告 示

広島市告示第 3 5 7 号

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき、広島市立舟入病院の公金の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委託を受けた者

大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号

株式会社アイ・エム・ビー・センター

代表取締役 小久保 喜佐央

2 委託した期間

平成 1 6 年 1 0 月 1 日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 3 5 8 号

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第 3 5 9 号

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市農業集落排水処理施設条例（平成 6 年広島市条例第 1 5 号）第 4 条の規定により告示します。

なお、関係図面は、経済局農林水産部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 供用を開始する年月日

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

2 汚水を排除及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町の一部	下三田農業集落排水処理施設

広島市告示第 3 6 0 号

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 4 2 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	開設者氏名	指 年 月 定 日
砂 川 ク リ ニ ッ ク	広島市安佐南区八木七丁目 6 番 2 5 号	医療法人社団 はむら会 理事長 砂川 保幸	平成 16 年 7 月 1 日
医療法人己斐 杉本クリニック	広島市西区己斐本町一丁目 2 5 番 6 号	医療法人己斐 杉本クリニック 理事長 杉本 涼二	平成 16 年 9 月 1 日
森 近 内 科	広島市安佐南区東原一丁目 1 番 2 号 3 F	森近 豊	平成 16 年 9 月 17 日
松 原 医 院	広島市安佐北区三入三丁目 1 6 番 2 2 号	松原 秀樹	平成 16 年 9 月 27 日
矢 富 医 院	広島市安佐北区可部四丁目 1 1 番 2 0 号	医療法人良順会 理事長 矢富 泰治	平成 16 年 10 月 1 日
片 岡 内 科 ク リ ニ ッ ク	広島市安佐南区緑井一丁目 5 番 1 ー 3 0 3 号	医療法人片岡 内科クリニック 理事長 片岡伸久朗	平成 16 年 10 月 1 日
和光整形外科 ク リ ニ ッ ク	広島市佐伯区八幡東二丁目 2 8 番 8 ー 7 号	医療法人和光 理事長 橋本 和典	平成 16 年 10 月 1 日
医 療 法 人 宇 品 神 田 ク リ ニ ッ ク	広島市南区宇品神田一丁目 8 番 2 1 号	医療法人宇品 神田クリニック 理事長 東方田芳邦	平成 16 年 10 月 1 日

はまさき こども クリニック	広島市西区庚午中 三丁目5番13号	医療法人はま さきこども クリニック 理事長 濱崎 隆	平成16年 10月1日
田中整形外科 クリニック	広島市中区西白島 町20番15号 メディカルプラザ 西白島2F	田中 信	平成16年 10月1日
医療法人社団 こにしこども クリニック	広島市佐伯区城山 二丁目2番4号	医療法人社団 こにしこども クリニック 理事長 小西 英己	平成16年 10月1日
ひがき眼科	広島市東区牛田本 町四丁目2番14 号	檜垣 文雄	平成16年 10月1日
医療法人社団 一陽会 原田病院	広島市佐伯区海老 山町7番10号	医療法人社団 一陽会 理事長 原田 知	平成16年 10月1日
医療法人西廻 クリニック	広島市安佐北区亀 山二丁目6番24 号	医療法人西廻 クリニック 理事長 西廻 和春	平成16年 10月1日
まえだ薬局 みみはな店	広島市西区三篠 北町18番2号 101	有限会社 まえだ薬局 代表取締役 前田 修一	平成16年 10月1日
スマイル薬局 観音店	広島市西区東観音 町9番14号	有限会社 サクセス 代表取締役 橋井 郁男	平成16年 10月1日

~~~~~  
広島市告示第361号

平成16年10月1日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称    | 所 在 地                     | 開設者氏名                          | 辞 退<br>年 月 日   |
|--------|---------------------------|--------------------------------|----------------|
| 砂川外科医院 | 広島市安佐南区八<br>木七丁目6番25<br>号 | 医療法人社団<br>ほむら会<br>理事長<br>砂川 保幸 | 平成16年<br>6月30日 |

|                       |                              |                                         |                |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------------------|----------------|
| 医療法人社団<br>中村外科医院      | 広島市安芸区矢野<br>東五丁目1番21<br>号    | 医療法人社団<br>中村外科医院<br>理事長<br>中村 秀之        | 平成16年<br>7月28日 |
| 己斐杉本<br>クリニック         | 広島市西区己斐本<br>町一丁目25番6<br>号    | 杉本 涼二                                   | 平成16年<br>8月31日 |
| 河野耳鼻咽喉<br>科医院         | 広島市安佐北区可<br>部五丁目11番<br>25号   | 医療法人社団<br>河野耳鼻咽喉<br>科医院<br>理事長<br>河野 昌子 | 平成16年<br>8月31日 |
| 松原医 院                 | 広島市安佐北区三<br>入三丁目16番<br>20号   | 松原 秀樹                                   | 平成16年<br>9月26日 |
| こにしこども<br>クリニック       | 広島市佐伯区城山<br>二丁目2番4号          | 小西 英己                                   | 平成16年<br>9月30日 |
| 医療法人社団<br>一陽会<br>原田病院 | 広島市佐伯区旭園<br>9番31号            | 医療法人社団<br>一陽会<br>理事長<br>原田 知            | 平成16年<br>9月30日 |
| 西 廻<br>クリニック          | 広島市安佐北区亀<br>山二丁目6番24<br>号    | 西廻 和春                                   | 平成16年<br>9月30日 |
| はまさきこど<br>もクリニック      | 広島市西区庚午中<br>三丁目5番13号         | 濱崎 隆                                    | 平成16年<br>9月30日 |
| 和光整形外科<br>クリニック       | 広島市佐伯区八幡<br>東二丁目28番<br>8-7号  | 橋本 和典                                   | 平成16年<br>9月30日 |
| 片岡内科<br>クリニック         | 広島市安佐南区緑<br>井一丁目5番1-<br>303号 | 片岡伸久朗                                   | 平成16年<br>9月30日 |
| 矢富医 院                 | 広島市安佐北区可<br>部四丁目11番<br>20号   | 矢富 泰治                                   | 平成16年<br>9月30日 |
| 宇品神田<br>クリニック         | 広島市南区宇品神<br>田一丁目8番21<br>号    | 東方田芳邦                                   | 平成16年<br>9月30日 |
| ふよう薬局                 | 広島市中区舟入中<br>町7番10号           | 有限会社<br>圭商会<br>代表取締役<br>重松 清二           | 平成16年<br>8月29日 |
| コスモス薬局<br>舟入店         | 広島市中区舟入中<br>町11番13号          | 有限会社<br>圭商会<br>代表取締役<br>重松 清二           | 平成16年<br>8月31日 |

~~~~~

広島市告示第 362 号

平成 16 年 10 月 4 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成 16 年 10 月 4 日から同月 18 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

整 番 号	路 線 名	起 点
		終 点
15533	南 3 区 比治山東雲線	南区比治山本町 1087 番地 1 地先
		南区段原新町字中比治 299 番地 6 地先
15534	南 3 区 新町上東雲線	南区段原新町字中比治 375 番地 2 地先
		南区段原末広町字東地 221 番地 4 地先
15535	安佐北 2 区 29 号 線	安佐北区口田一丁目 2252 番地 1 地先
		安佐北区口田一丁目 602 番地 2 地先

広島市告示第 363 号

平成 16 年 10 月 4 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成 16 年 10 月 4 日から同月 18 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

整 番 号	路 線 名	起 点
		終 点
15536	東 1 区 498 号 線	東区馬木九丁目 588 番地 22 地先
		東区馬木九丁目 588 番地 10 地先
15537	東 5 区 189 号 線	東区東蟹屋町 183 番地 4 地先
		東区東蟹屋町 185 番地 4 地先
15538	南 3 区 比治山東雲線	南区比治山本町 1087 番地 6 地先
		南区上東雲町 396 番地 14 地先
	南 3 区	南区段原新町字中比治 375 番地 2 地先

15539	新町上東雲線	南区上東雲町 833 番地 10 地先
15540	南 3 区 段原蟹屋線	南区段原山崎町字中比治 302 番地 13 地先
		南区段原末広町字東地 222 番地 1 地先
15541	南 3 区 東雲大州線	南区段原日出町字山崎 532 番地 11 地先
		南区上東雲町 833 番地 10 地先
15542	南 4 区 844 号 線	南区宇品西五丁目 1326 番地 5 地先
		南区出島一丁目 1333 番地 6 地先
15543	西 2 区 196 号 線	西区南観音四丁目 1135 番地 4 地先
		西区南観音四丁目 1135 番地 2 地先
15544	西 3 区 491 号 線	西区己斐東二丁目 63 番地 10 地先
		西区己斐東二丁目 63 番地 2 地先
15545	西 5 区 387 号 線	西区井口鈴が台二丁目 246 番地 6 地先
		西区井口鈴が台二丁目 246 番地 75 地先
15546	西 5 区 388 号 線	西区井口鈴が台二丁目 246 番地 58 地先
		西区井口鈴が台二丁目 246 番地 54 地先
15547	西 5 区 389 号 線	西区井口鈴が台二丁目 246 番地 48 地先
		西区井口鈴が台二丁目 246 番地 49 地先
15548	安佐南 3 区 705 号 線	安佐南区東原三丁目 155 番地 7 地先
		安佐南区東原三丁目 155 番地 13 地先
15549	安佐南 4 区 712 号 線	安佐南区沼田町大字伴字柚ノ木 8601 番地 8 地先
		安佐南区沼田町大字伴字柚ノ木 8601 番地 9 地先
15550	安佐北 1 区 158 号 線	安佐北区白木町大字井原字北大寺 5489 番地 1 地先
		安佐北区白木町大字井原字北大寺 5494 番地 地先
	安佐北 1 区	安佐北区白木町大字三田字東吉永 9624 番地 1 地先

15551	159号線	安佐北区白木町大字三田字東吉永9670番地2地先
15552	安佐北2区 29号線	安佐北区口田一丁目2252番地1地先 安佐北区口田一丁目2036番地2地先
15553	安佐北2区 1081号線	安佐北区口田南八丁目1番地43地先 安佐北区口田南八丁目544番地21地先
15554	安佐北3区 880号線	安佐北区可部町大字今井田字長尾418番地102地先 安佐南区八木町字津5012番地3地先
15555	安佐北3区 881号線	安佐北区可部東三丁目187番地3地先 安佐北区可部東三丁目680番地1地先
15556	安佐北3区 882号線	安佐北区亀山六丁目1630番地6地先 安佐北区亀山六丁目1630番地14地先
15557	安佐北3区 883号線	安佐北区亀山八丁目362番地38地先 安佐北区亀山八丁目362番地35地先
15558	安佐北4区 515号線	安佐北区あさひが丘五丁目721番地2地先 安佐北区あさひが丘五丁目1023番地2地先
15559	安佐北4区 516号線	安佐北区あさひが丘九丁目2756番地5地先 安佐北区あさひが丘九丁目2756番地3地先
15560	安芸1区 624号線	安芸区中野五丁目2659番地20地先 安芸区中野五丁目2659番地10地先
15561	佐伯2区 442号線	佐伯区利松一丁目492番地9地先 佐伯区利松一丁目492番地10地先
15562	佐伯2区 443号線	佐伯区八幡一丁目1264番地5地先 佐伯区八幡一丁目1264番地5地先
15563	佐伯2区 444号線	佐伯区八幡三丁目1014番地5地先 佐伯区八幡三丁目1014番地1地先

15564	佐伯2区 445号線	佐伯区八幡四丁目73番地2地先 佐伯区八幡四丁目74番地6地先
15565	佐伯3区 313号線	佐伯区屋代三丁目245番地6地先 佐伯区屋代三丁目251番地5地先

広島市告示第364号

平成16年10月4日

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定します。

その関係図面は、平成16年10月4日から同月18日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東1区 498号線	メートル 4.00 9.70	メートル 44.00
市道	東5区 189号線	メートル 9.50 18.00	メートル 107.00
市道	南4区 844号線	メートル 10.20 13.80	メートル 121.40
市道	西2区 196号線	メートル 5.00 8.10	メートル 49.90
市道	西3区 491号線	メートル 2.70 6.50	メートル 38.00
市道	西5区 387号線	メートル 6.00 14.20	メートル 255.80
市道	西5区 388号線	メートル 5.00 13.00	メートル 56.20
市道	西5区 389号線	メートル 5.80 7.80	メートル 18.60
市道	安佐南3区 705号線	メートル 6.30 16.30	メートル 88.80

市道	安佐南4区 712号線	メートル 5.02 7.20	メートル 17.64
市道	安佐北1区 158号線	メートル 5.50 19.10	メートル 70.00
市道	安佐北1区 159号線	メートル 4.00 12.70	メートル 99.50
市道	安佐北2区 29号線	メートル 2.00 29.09	メートル 590.71
市道	安佐北2区 1081号線	メートル 6.00 13.00	メートル 71.05
市道	安佐北3区 880号線	メートル 11.00 40.60	メートル 178.30
市道	安佐北3区 881号線	メートル 4.44 9.00	メートル 42.50
市道	安佐北3区 882号線	メートル 4.48 11.00	メートル 49.70
市道	安佐北3区 883号線	メートル 4.20 7.50	メートル 28.00
市道	安佐北4区 515号線	メートル 6.00 12.00	メートル 41.50
市道	安佐北4区 516号線	メートル 4.00 9.84	メートル 50.00
市道	安芸1区 624号線	メートル 6.01 12.85	メートル 80.19
市道	佐伯2区 442号線	メートル 4.20 8.30	メートル 21.70
市道	佐伯2区 443号線	メートル 4.20 8.30	メートル 38.00
市道	佐伯2区 444号線	メートル 5.00 9.30	メートル 34.00

市道	佐伯2区 445号線	メートル 4.20 9.20	メートル 46.30
市道	佐伯3区 313号線	メートル 4.90 7.40	メートル 24.40

~~~~~

広島市告示第365号

平成16年10月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成16年10月4日から同月18日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名          | 供用開始区間              | 供用開始の期日        |
|-------|--------------|---------------------|----------------|
| 市道    | 東1区<br>498号線 | 東区馬木九丁目588番地22地先    | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 東区馬木九丁目588番地10地先    |                |
| 市道    | 東5区<br>189号線 | 東区東蟹屋町183番地4地先      | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 東区東蟹屋町185番地4地先      |                |
| 市道    | 南4区<br>844号線 | 南区宇品西五丁目1326番地5地先   | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 南区出島一丁目1333番地6地先    |                |
| 市道    | 西2区<br>196号線 | 西区南観音四丁目1135番地4地先   | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 西区南観音四丁目1135番地2地先   |                |
| 市道    | 西3区<br>491号線 | 西区已斐東二丁目63番地10地先    | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 西区已斐東二丁目63番地2地先     |                |
| 市道    | 西5区<br>387号線 | 西区井口鈴が台二丁目246番地6地先  | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 西区井口鈴が台二丁目246番地75地先 |                |
| 市道    | 西5区<br>388号線 | 西区井口鈴が台二丁目246番地58地先 | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 西区井口鈴が台二丁目246番地54地先 |                |
| 市道    | 西5区<br>389号線 | 西区井口鈴が台二丁目246番地48地先 | 平成16年<br>10月4日 |
|       |              | 西区井口鈴が台二丁目246番地49地先 |                |